

終戦の詔書

資料：「御署名原本・昭和二十年・詔書八月十四日・大東亜戦争終結ニ関スル詔書」JACAR（アジア歴史資料センター）
Ref. A04017702300、御署名原本・昭和二十年・詔書八月十四日・大東亜戦争終結ニ関スル詔書（国立公文書館）

書き下し

資料のポイント

「共同宣言」とは
ポツダム宣言のことです。

「朕深ク世界ノ大勢ト帝國ノ現状トニ鑑ミ非常ノ措置ヲ以テ時局ヲ收拾セムト欲シ茲ニ忠良ナル爾臣民ニ告ク
朕ハ帝國政府ヲシテ米英支蘇四國ニ對シ
宣言ヲ受諾スル旨通告セシメタリ」

「残虐ナル爆彈ヲ使用シテ頻ニ無辜ヲ殺傷シ」
「残虐ナル爆彈」は
広島・長崎に投下された
原子爆彈のことを指します。

一 画像目

朕深ク世界ノ大勢ト帝國ノ現状トニ鑑ミ非常ノ措置ヲ以テ時局ヲ收拾セムト欲シ茲ニ忠良ナル爾臣民ニ告ク
朕ハ帝國政府ヲシテ米英支蘇四國ニ對シ
其ノ共同宣言ヲ受諾スル旨通告セシメタリ

文言が付け足されていることがわかります

2 画像目

モ好轉ス世界ノ大勢亦我ニ利アルヘカウサルニ至ル而モ尚交戦ヲ殘虐ナル爆彈ヲ使用シ慘害

資料について

この資料は、1945年8月14日に発布され、15日に昭和天皇の肉声によってラジオ放送（玉音放送）された「大東亜戦争終結に関する詔書」です。これにより、1937年より続いた日中戦争・太平洋戦争の終結が確定しました。

詔書の作成は長崎に原爆が投下された8月9日から準備が進められ、その内容については閣議などの場で多くの修正がなされることとなり、この資料からもその痕跡をみることができます。

資料の内容

この資料の冒頭、「時局の收拾」のため、「米英支〔中華民国〕蘇〔ソ連〕四國」の「共同宣言」を受諾することを通告したことが述べられています。ここでいう「共同宣言」とは、対日降伏勧告であるポツダム宣言のことで、その受け入れは、日本が降伏し、日中戦争・太平洋戦争を終結させることを意味しています。

続く文では、日本が戦争へ歩み始めたのは「帝国の自存と東亜の安定」を願ったからであると主張したうえで、戦局の悪化と不利な世界情勢、そして「残虐なる爆弾」、つまり原子爆弾の登場によって日本はもちろん人類の文明の破壊につながってしまう可能性が生まれたことを挙げて、ポツダム宣言受諾の理由としています。

また、戦争によって亡くなったひとびとやその家族を心配しながら、これから日本が受ける苦難を思いつつ「堪え難きを堪え忍び難きを忍び」平和を取り戻す決意を述べています。

最後の段落には「国体を護持し得て」とあります。連合国側は「国体」の護持を約束していなかったものの、日本政府としては、ポツダム宣言を受け入れても「国体」は維持されるという立場をとっていたことがわかります。その後、感情に流されて事態を混乱させ、「信義を世界に失ふ」ようなことにならないよう戒めたうえで、「総力を将来の建設に傾け」て、「国体の精華」を発揚し、「世界の進運に後れ〔おくれ〕」をとらないようにと説いています。

しかし、玉音放送をめぐっては、「国体の護持」に関する上記のような政府の理解に同意しない軍人たちも存在し、彼らはクーデター未遂（宮城事件）を引き起こします（もっとも、8月15日中に鎮圧されました）。日本がポツダム宣言を公にしたときは、大日本帝国の統治のあり方が激しく動揺する、まさにそのときでもあったのです。